

●香川県告示第439号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成25年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

高松市塩江町安原上東字田中2647の4、2647の41から2647の43まで、塩江町上西甲字一ッ内2086の8、2086の47、2086の52、2086の85から2086の91まで、2086の93、字細井2176の35、2176の46、2176の87から2176の89まで、2182の6、2183、2184の2から2184の4まで、2185の1、2187の1、2190の19、2190の20、2190の34から2190の37まで、2499、字小出川2304の1、2304の2、2305の1、2305の3、2305の7、2305の9、2305の10（国有林）、2309の1、2309の2、2309の8（国有林）、2309の11、2309の12、観音寺市大野原町海老濟字石砂谷乙87の4、乙89、乙90の3、乙92の3、乙93の1、乙93の3、乙94の1、乙94の3、仲多度郡まんのう町中通字平川483の1、483の2（国有林）、483の3、483の4・483の5（以上2筆国有林）、485の1、485の2から485の5まで（以上4筆国有林）、勝浦字茂地倉2331の5、2331の12、2331の13、川東字川ノ奥2493の1

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに関係市役所及びまんのう町産業経済課に備え置いて縦覧に供する。）